

嘉手納町防災マップ作成業務委託

特記仕様書

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 本仕様書は、嘉手納町（以下「甲」という。）が委託する「嘉手納町防災マップ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、業務の適正を期するため受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項について定めるものとする

(目的)

第 2 条 本業務は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの情報や防災に関する知識を盛り込んだ防災マップを作成し、災害対策の情報を町民及び通勤・通学者、旅行者等に分かりやすく提供することで、防災意識をより向上させると共に、避難能力を向上させる事によって、被害軽減行動につなげることを目的とする。

日常的に利用でき家庭内での話し合いにも活用しやすいよう、自身の位置が分かるように地図情報に工夫するなどし、サイズやデザインに配慮し実効性に優れた防災マップに刷新する。さらに防災マップを補完し、緊急時や避難時の利用に対応するため、普及著しいスマートフォンやタブレットでも閲覧できるよう WEB 版も整備する。

(準拠する法令等)

第 3 条 本業務は、本仕様書のほか、次の法令等に準拠しなければならない。

(1)災害対策基本法

(2)水防法

(3)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(4)防災基本計画

(5)土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン

(6)避難情報に関するガイドライン

(7)水害ハザードマップ作成の手引き

(8)沖縄県地域防災計画

(9)嘉手納町地域防災計画

(10)その他関係法令等

(提出書類)

第4条 乙は、着手後及び完了後速やかに次の書類を提出することとする。

- ①委託業務実施計画書
- ②着手届
- ③工程表

(協議)

第5条 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(事業者の資格要件)

第6条 乙は、沖縄県内において本店または支店・営業所を有し、「嘉手納町防災マップ作成業務委託プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件を満たす者とする。

(損害賠償)

第7条 本業務の実施中に生じた諸事故に対して一切の責任は乙が負い、発生原因、経過、被害等の状況を甲に速やかに報告すると共に、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が契約に定める義務を履行しないとき、又は履行にあたって不正な行為を行ったときは契約を解除する。その場合、委託料の全部または一部を支払わないことができるものとする。

(再委託)

第9条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託、又は請け負わせてはならない。

2 本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託する「業者名」、「業務内容」等について、あらかじめ書面による承諾を得るものとする。なお、乙は、再委託先の一切の行為について、全責任を負うものとする。

(工程管理)

第10条 乙は本業務実施に先立ち業務内容について、甲と打合せ協議

を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告しなくてはならない。また、甲が作業の進捗状況・作業手法等に関することで必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。

（疑義）

第11条 諸規定及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、乙は甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

（秘密の保持及び情報保護対策）

第12条 受注者は、本業務遂行上、知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報をはじめ、行政機密等について機密保持を目的とした情報管理の徹底に努めなければならない。

（契約不適合）

第13条 乙は業務完了日から6ヶ月以内に、検査によって発見し得ない請負成果品の不具合（瑕疵）を甲から通知された場合、請負成果品を修正又は交換するものとする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵ではないものとする。

（成果品の帰属）

第14条 本業務で履行した内容はすべて甲に帰属するものとする。乙は、成果品又は収集した資料を甲の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、乙及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など（以下「権利留保物」という）は、乙及び第三者に留保されるものとする。

（委託工期、成果品の納期及び納入場所）

第15条 本業務の委託工期、成果品の納期及び納入場所は次のとおりとする。

委託工期

契約締結の日から令和9年3月10日

成果品の納期及び納入場所

(1) 納期 令和9年3月10日

(2) 納入場所 嘉手納町役場 総務課

第2章 業務内容

(防災マップの作成)

第16条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

①計画準備

全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、乙は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

②資料の収集・整理

本業務を進めるにあたって、準拠する法令等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像等があれば乙は甲に請求することができる。

③防災情報記事、地図面の作成方針の検討、編集・デザイン

表現については、町民の避難能力を高める事ができるように、防災情報やリスク情報、及び自身の位置や現在地の標高が簡単に分かるように地図面を工夫する等、分かり易い内容になるようイラストや図表を多用する。また、高齢者や子どもでも見やすいようにユニバーサルデザインを意識して作成すること。

④印刷用データの作成

印刷用のデータは Adobe 社の Illustrator もしくは InDesign で作成するものとし、視覚障害者などに配慮したカラーデザインを検討する。

⑤校正

校正は、印刷前に最低3回は行うこと。

⑥印刷・製本

指定のサイズ・紙質等で印刷を行い、適量単位で結束・梱包すること。

⑦打合せ協議

(参考資料の貸与)

第17条 本業務の遂行において、必要な資料は甲が乙に貸与するものとする。貸与された資料は、本業務目的以外に使用してはならない。乙は貸与品を汚損、紛失、盗難などの事故がないよう責任をもって管理し、業務終了後に返却する。

①洪水浸水想定区域 (shape 形式)

②土砂災害想定区域 (shape 形式)

③津波浸水想定区域 (shape 形式)

- ④高潮浸水想定区域（shape 形式）
- ⑤避難所一覧
- ⑥その他災害関連情報

（ＨＰ掲載用ＰＤＦデータ）

第18条 本業務により作成される防災マップを公式ホームページに掲載するため、印刷物とは別にＰＤＦ形式での納品を行うこと。

- ①画像サイズは800pixel×800pixelとする。
- ②利用期間は防災マップの次回改訂までの期間とする。
- ③成果品に係る著作権等を第三者が保有している場合、使用許諾の取得及び公衆送信費等の使用料は乙が負担すること。

（WEB版防災マップの制作）

第19条 町民に日頃から親しまれる事で、災害時の避難能力を向上させると共に、通勤・通学者や旅行者なども危険予測情報（ハザード情報）を閲覧できるようにWEB版の防災マップを制作する。

- ①町民の避難能力を高める事ができるように、防災情報やリスク情報及び自身の位置や現在地の標高が簡単に分かるようにするとともに、背景地図に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域などを表示すること。
- ②ハザード凡例種別ごとのレイヤーが地図に重畳されたものを表示し、閲覧者の選択によりハザード情報の切り替えを可能とすること。また、レイヤーはハザード種別ごとに統合し分類すること。ページ描画が著しく遅くなることを避けるため、表示するデータ量を適切に調整し、初期表示するレイヤーを検討すること。
- ③背景地図については、アクセス制限がない地図サービス（閲覧数が多くなった際にも、追加費用が発生しないサービス）を検討すること。また、当該サービスの著作権等を第三者が保有している場合は、乙にて使用許諾の取得および使用料の負担をすること。
- ④ハザード情報及び避難所マークの色表現は、紙媒体と同等の表現であること。
- ⑤ハザード情報は、背景地図上に展開、反映し、近隣避難所など地図上に展開された周辺施設の詳細情報を確認できること。
- ⑥避難所の情報は、詳細情報として施設名称・住所・電話番号などを保有すること。
- ⑦表記する言語は、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体・繁体）とする。
- ⑧掲載情報については、甲からの要請により乙は追加・修正・削除の

対応が可能であること。

⑨パソコンやスマートフォン、タブレットなどの携帯端末に対応し、以下のいずれの環境でも動作すること。

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome 最新バージョン
- ・Firefox 最新バージョン

⑩地図の縮尺を閲覧者が操作できることとし、最新の地図情報を使用し同期を図ること。

第3章 成果品

(成果品)

第20条 納入すべき成果品は次のとおりとする。

印刷物	防災マップ ※日英表記	A1判（A4サイズ折り） 町全域の防災マップを掲載 6,500部
データ CD-R 等 で 納品	防災マップ 町全域マップ	PDF 800pixel×800pixel以下
	WEB版防災マッププログラム ※日英韓中（簡体・繁体）言語 対応	プログラム一式